

..... 第1章 .....

# 基本事項



## 第1節 計画の基本的事項

### 1 計画の概要と位置づけ

#### (1) 概要

新潟市環境基本計画（以下、「本計画」という）は、新潟市環境基本条例（以下、「市環境基本条例」という）第9条の規定に基づき策定するもので、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方向や目標を定めています。

平成10(1998)年6月に第1次計画を策定した後、政令指定都市への移行や種々の環境情勢の変化を背景に、平成19(2007)年に第2次計画を、平成27(2015)年4月に第3次計画を策定しました。

第3次計画策定後も本市を取り巻く情勢は刻々と変化しています。この変化に対応するとともに、新潟市総合計画（以下、「市総合計画」という）で定める「目指す都市像」の実現に向けて、市民、事業者、行政など全ての主体が一体となって取り組むために、本計画の策定を行います。

#### (2) 位置付け

市環境基本条例第10条の規定により、市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定、実施にあたり、本計画との整合を図るとともに環境の保全について配慮しなければなりません。このため、新潟市地球温暖化対策実行計画\*などの個別計画についても、本計画の内容に整合、配慮しながら策定します。

また、本計画には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律\*第8条に規定される環境教育等行動計画を含むものとします。

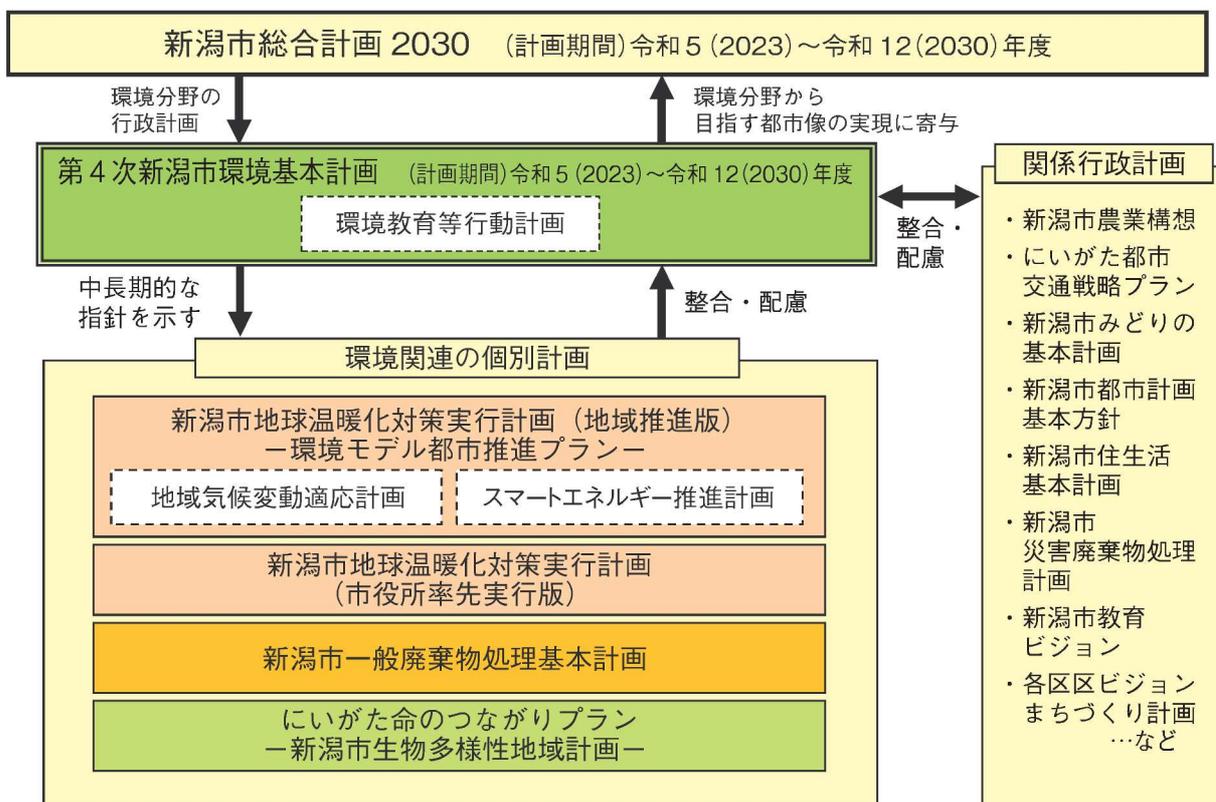


図 1-1-1：本計画の位置付け

## 2 新潟市総合計画との関係

本計画は、本市の環境行政のマスタープランとして、市総合計画と相互に関連し、補完し合いながら、良好な環境の維持・形成を目指すものです。市総合計画は、新潟市が目指す姿（都市像）の実現に向けたまちづくりの方向性を示す計画であり、本市における最上位の計画に位置付けられています。

このため本計画は、市総合計画に掲げる都市像「田園の恵みを感じながら 心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」の実現に向け、主として環境分野の政策16「将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全」において位置付けられる施策と整合を図りながら、環境の視点から施策を整理、展開します。

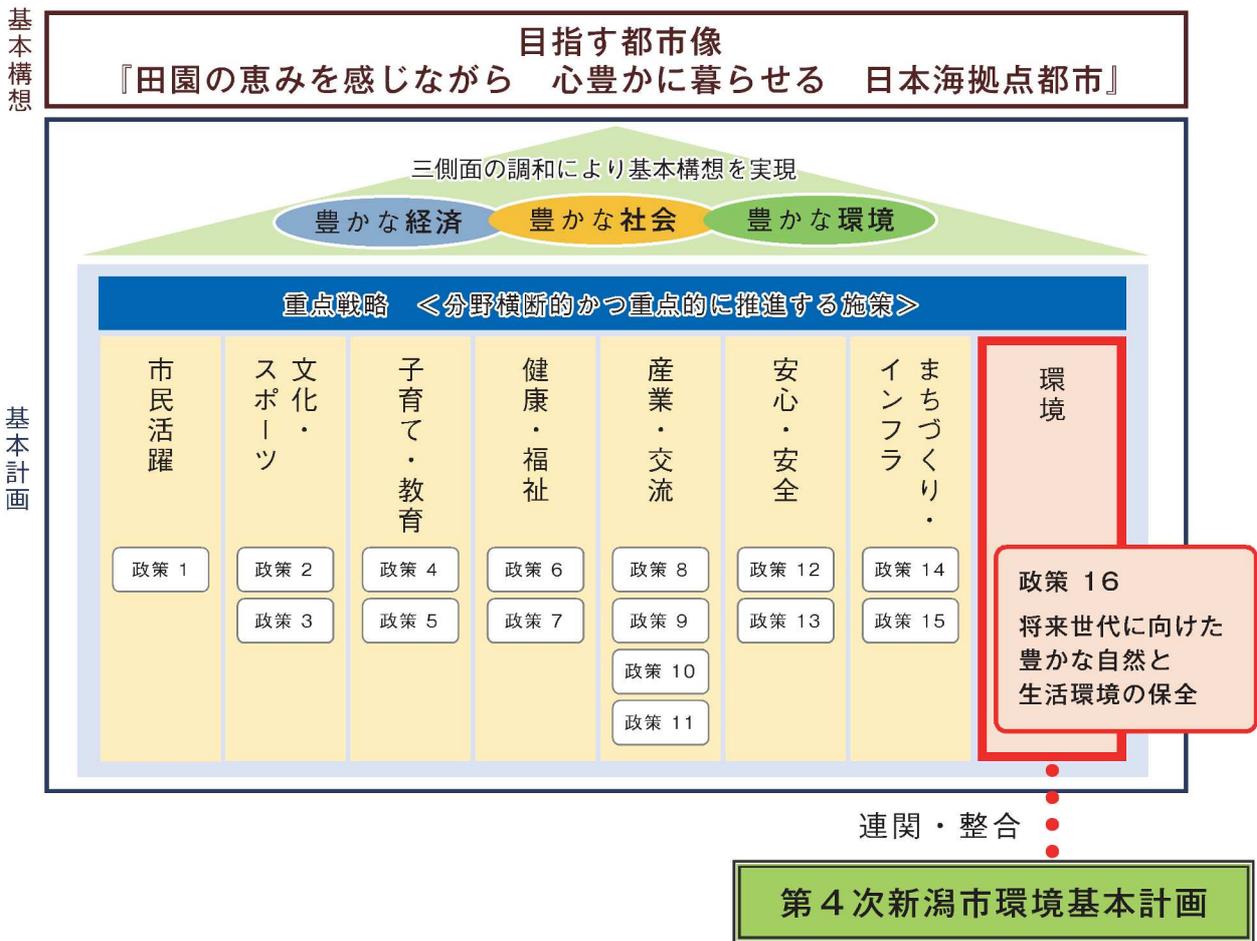


図 1-1-2：市総合計画との関係

## 3 計画期間

本計画の期間は、市総合計画の期間と同様、令和5（2023）年度から令和12（2030）年度までの8年間とし、毎年、前年度の取組み状況等について年次報告を行います。

また、社会情勢の変化や環境情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直します。

## 4 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、本市全域とし、地球環境も視野に入れた広域的な施策も検討します。また、本計画の対象範囲の概略は、次の図のとおりとします。

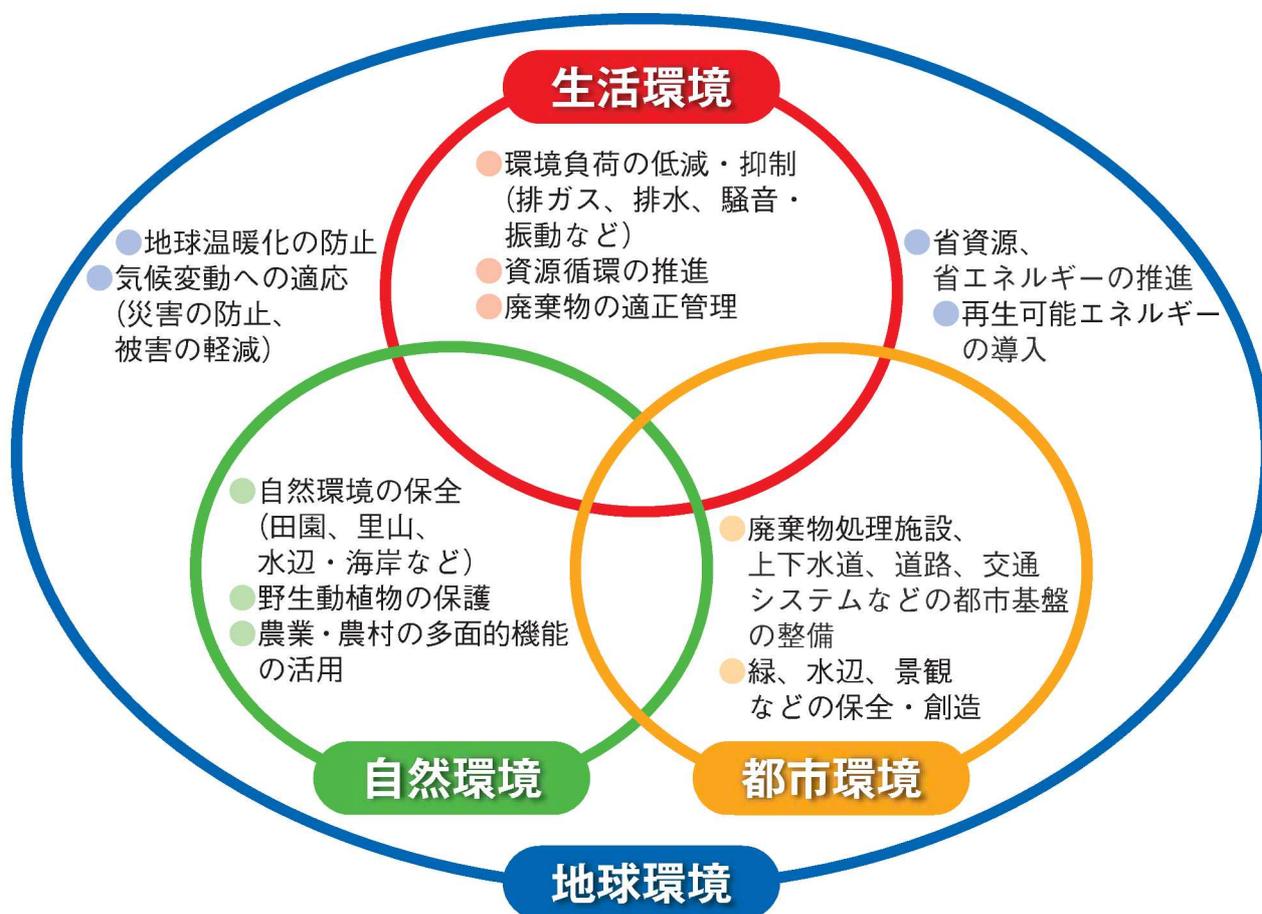


図 1-1-3：本計画の対象範囲の概略

## 第2節 策定にあたって

### 1 計画策定の背景

#### (1) SDGs (持続可能な開発目標)\*

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成 27 (2015) 年の国連サミットにおいて、加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなすもので、17 のゴール・169 のターゲットから構成されています。全ての国が取り組むべき普遍的な目標であり、企業や地方自治体、市民社会、そして一人ひとりに至るまで、全てのひとの行動が求められている点が大きな特徴です。

国は、平成 28 (2016) 年に、「SDGs 推進本部」(本部長：総理、構成員：全閣僚) を設置し、SDGs を達成するための中長期的な国家戦略である「SDGs 実施指針」を策定しました。また、SDGs 達成のための主要な取組みをまとめた「SDGs アクションプラン」を毎年策

定し、SDGsの実現に取り組んでいます。

市総合計画においても、「持続可能なまちづくり」という方向性がSDGsにおける持続可能な開発の考え方と一致することから、SDGsの基本的な考え方を意識して政策・施策を推進することとしています。

また本市は、令和4（2022）年5月、「都市と田園の好循環」をテーマとした提案により、SDGsの達成に向けて優れた取り組みを行う自治体として「SDGs未来都市\*」に選定されました。今後は、多様なステークホルダー\*とのパートナーシップをもとに、様々な取り組みを進めていくこととしています。

## （2）脱炭素社会に向けた取り組みの加速化

国内外の気候変動政策は、近年、劇的な変化を遂げています。平成27（2015）年に、国連気候変動枠組条約第21回締結国会議（COP21）において「パリ協定」が採択され、世界共通の長期目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること（2℃目標）」と「今世紀後半に温室効果ガス\*の人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」が合意されました。

平成30（2018）年には、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）\*の報告書において「気温上昇を約1.5℃に抑えるためには、2030年までに2010年比で世界全体の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量を約45%削減することが必要」という知見が示され、各国が温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを加速的に進めています。

日本では、令和2（2020）年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル\*」を目指すことが宣言されました。令和3（2021）年には、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定され、地方創生\*に資する地域脱炭素\*の実現を目指し、特に2030年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、工程と具体策が示されました。

こうした中、本市は令和2（2020）年12月、2050年までに二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ\*」の実現を目指すことを表明しました。今後は、産業、暮らし、交通、公共等のあらゆる分野で、地方創生に寄与する地域脱炭素の実現に向けた取り組みが必要となります。

## （3）循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

大量生産・大量消費型の経済社会活動が続いた結果、大量廃棄型の社会が形成され、気候変動問題、生物多様性\*の損失、廃棄物による自然環境の汚染などの様々な環境問題につながっています。また、原材料やエネルギーといった資源を輸入に頼る社会経済活動も課題となっています。

こうした一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済（サーキュラーエコノミー）\*」への移行に向けた取り組みを、2050年のカーボンニュートラル達成のためにも、これまで以上に進めていく必要があります。

こうした中、令和4（2022）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。プラスチック使用製品のライフサイクル全般にわたり、3R\*+Renewable（再生素材・再生可能資源への切替え）の原則に基づくあらゆる主体の取り組みを促進するものであり、事業者、消費者、行政など各主体の積極的な取り組みが求められています。

本市は、平成20（2008）年にごみ袋の有料化や10種13分別を柱とする「新ごみ減量制度」を開始し、市民、事業者、市が一体となつてごみの減量と資源化に取り組んできました。今後は、引き続きこれまでの取組みを着実に行うとともに、3Rで優先度が最も高いリデュースのうち、プラスチックごみの削減に向けた取組みの拡大が必要となります。

一方、廃棄物処理においては今後、人口減少やごみ減量化の取組み等による廃棄物の減少が見込まれており、将来にわたって安定かつ効率的に廃棄物を処理できる体制や、廃棄物処理に伴い発生する熱を利用した廃棄物発電の活用など、循環経済への移行と2050年カーボンニュートラル\*の実現にも資する廃棄物処理システムの構築が求められています。

#### （4）食品ロスへの関心の高まりとエシカル消費

まだ食べられるのに捨てられている食べ物（食品ロス\*）については、国際的にも関心が高まっています。世界の人口約78億人のうち約8億人（9人に1人）が飢餓の影響を受けている一方で（令和3（2021）年現在）、先進国では多くの食品ロスが発生しており、国連や世界各国では、削減に向けた具体的な数値目標を掲げ、効果的な方法を探っています。

国では、循環型社会\*の形成に関する施策の基本的な方針等を定める「循環型社会形成推進基本計画」において、令和12（2030）年度までに家庭からの食品ロスを半減するとの目標が定められたほか、家庭以外から発生する食品ロスについても、製造から流通、消費までの各段階における食品ロス削減の取組みを加速化するとしています。また、持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、人、社会、環境、地域、動植物に配慮した様々な消費行動である「エシカル消費（倫理的消費）\*」が求められており、商品・サービスを選択する際の環境整備や食品ロスの削減、省エネルギーなどの社会的課題に配慮した消費、持続可能なライフスタイルへの理解の促進にも力を入れています。

本市においても、食品ロス削減についての情報発信や啓発を行っているほか、令和4（2022）年3月には、食品ロス削減の取組みの一つであるフードシェアリングサービス\*を展開する会社との連携協定を締結しました。

食品ロスの削減は、ごみの減量のみならず、食料資源の有効利用や地球温暖化の抑制にもつながるものであり、今後も市民、事業者、関係団体などと連携した取組みが必要です。

#### （5）人と自然との共生

地球上に生息・生育する様々な生き物には、一つひとつに個性があり、全て直接的、又は間接的に支えあって生きています。しかし現在、人間活動による影響が主な要因で、世界的に生物多様性\*の損失が進んでいます。

こうした中、令和3（2021）年6月に開催されたG7サミットでは、2030年までに世界の陸地及び海洋の少なくとも30%を保全又は保護する世界目標を掲げ、G7各国が自国の少なくとも同じ割合を保全・保護することを約束する「G7 2030年自然協約」を採択しました。これを受け、国では、2030年までに陸と海の30%の保全を目指す「30by30（サーティーバイサーティー）目標\*」の国内達成に向けた行程と具体策を示すロードマップを策定し、令和4（2022）年4月に公表しました。

また、令和4（2022）年12月には、国連生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）において、

30by30 目標のほか、途上国への資金援助拡大や企業活動に伴う生物多様性への影響の把握・公表などを盛り込んだ新たな国際目標が採択されるなど、自然環境や生態系の保全に向けて世界的な動きが加速しています。

本市には、里山・里潟\*や河川など多様な水辺空間と、日本一の面積を誇る水田が作り出す田園風景などの豊かな自然環境があり、令和4（2022）年11月には、国内初となるラムサール条約\*の湿地自治体認証を受けました。この認証は、ラムサール条約の理念に基づき、湿地の保全・再生、地域の参加や普及啓発、環境教育等の推進に関する国際基準を満たす自治体に対して与えられるものであり、本市の豊かな自然と生物多様性を将来世代に引き継いでいくための取組みが、より一層重要となっています。

## （6）新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年12月に中国で確認されて以降、世界的に感染が拡大しました。国内では、令和2（2020）年4月に緊急事態宣言が発令されましたが、その後も感染拡大の波が繰り返し発生し、長期間にわたって市民の生活や経済に大きな影響を及ぼしています。

感染拡大防止と社会経済活動の維持のため、企業活動や市民生活においては、テレワークやオンライン会議、混雑を回避するための時差出勤など、新たな生活様式や多様な働き方のスタイルが広がっており、人々の意識や行動に大きな変化が生まれました。

こうした社会状況や生活様式の変化は、人々の移動に伴う温室効果ガス\*の削減につながる反面、家庭から排出されるごみ量が増加するなど、環境面で様々な影響が生じていることから、今後も動向を注視しながら取組みを進める必要があります。

## 2 計画に基づくこれまでの取組み（第3次計画の評価と課題）

### （1）第3次計画における成果指標に基づく評価と課題

第3次計画では、「田園と都市が織りなす、環境健康都市」を目指す都市像に設定し、その実現に向けて5つの施策に取り組んできました。

各施策の進捗状況については、施策ごとに設定した成果指標により、毎年度把握、公表していますが、令和3（2021）年度現在の指標（16）のうち10の指標で目標を「達成」又は「概ね達成（80%以上）」する見込みです。一方、6つの指標で目標達成が難しい状況となっており、事業の効果や指標の適正性などについて見直しが必要です。

表 1-2-1：第3次計画における成果指標に基づく評価と課題

施策の柱	指標項目	基準値	目標値	実績
		年度	年度	年度
I 低炭素社会の創造	市域の温室効果ガス*排出量 ★	710万t-CO <sub>2</sub> 2011 [H23]	624万t-CO <sub>2</sub> 2018 [H30]	635万t-CO <sub>2</sub> 2018 [H30]
	もみ殻などのバイオマスエネルギー*の活用 ★	—	活用の実現	民間で活用
	太陽光発電システム導入量 (10 kW 未満) ★	18,000kW 2013 [H25]	36,000kW 2018 [H30]	33,305kW 2018 [H30]
	自動車利用の削減 ★	—	2.5% 削減	2.6% 増加
	1 世帯あたりの電気使用量 (年間) ★	3,612kWh 2013 [H25]	3,160kWh 2018 [H30]	3,334kWh 2016 [H28]
	1 世帯あたりの二酸化炭素排出量	4.2t-CO <sub>2</sub> /世帯 2016 [H28]	3.6t-CO <sub>2</sub> /世帯 2024 [R6]	4.0t-CO <sub>2</sub> /世帯 2019 [R1]
	市内1 事業所あたりの二酸化炭素排出量	96.2t-CO <sub>2</sub> /事業所 2016 [H28]	96.3t-CO <sub>2</sub> /事業所 2024 [R6]	84.7t-CO <sub>2</sub> /事業所 2019 [R1]※1
	電気自動車 (EV)、プラグインハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV) 台数	EV 833 台 PHV 671 台 FCV 2 台 2018 [H30]	EV 2,500 台 PHV 2,800 台 FCV 60 台 2024 [R6]	EV 1,138 台 PHV 946 台 FCV 36 台※2 2021 [R3]
	区バス・住民バス利用者数	52.1 万人 2018 [H30]	39.2 万人 2024 [R6]	46.3 万人 2021 [R3]
II 循環型社会の創造	家庭系ごみ量 (1 人 1 日あたり) ★	501g 2013 [H25]	474g 2019 [R1]	492g 2019 [R1]
	事業系ごみ排出量 ★	84,962t 2013 [H25]	74,500t 2019 [R1]	78,718t 2019 [R1]
	リサイクル率 ★	27.2% 2013 [H25]	30.9% 2019 [R1]	25.7% 2019 [R1]
	最終処分量 ★	29,213t 2013 [H25]	21,800t 2019 [R1]	21,787t 2019 [R1]
	家庭系ごみ量 (1 人 1 日あたり)	488g 2018 [H30]	475g 2022 [R4]	496g 2021 [R3]
	事業系ごみ排出量	79,186t 2018 [H30]	77,300t 2022 [R4]	74,903t 2021 [R3]
	リサイクル率	26.4% 2018 [H30]	27.1% 2022 [R4]	24.4% 2021 [R3]
	ごみ総排出量 (1 人 1 日あたり)	1,006g 2018 [H30]	987g 2022 [R4]	978g 2021 [R3]
III 生物多様性の保全	生物多様性*の象徴としてのハクチョウとの共存	日本一の越冬数 2013 [H25]	現状を維持 2022 [R4]	現状を維持 (11,868 羽) 2021 [R3]
	特定外来生物*の種類	10 種 2013 [H25]	現状より減少 2022 [R4]	14 種 2021 [R3]
	環境保全型農業*を実施する農地の割合	34.4% 2013 [H25]	50% 2022 [R4]	24.7% 2021 [R3]
IV 快適な生活環境の創造	生活環境における空気のきれいさ 沿道における空気のきれいさ	0.007ppm 0.009ppm 2013 [H25]	現状より低減 2022 [R4]	0.005ppm 0.006ppm 2021 [R3]
	水がよりきれいなランクになった河川・湖沼の水域数	—	3 地点 2022 [R4]	-1 地点 2021 [R3]
	食育・花育センターが実施する花育体験プログラム等の実施団体数	30 団体 2013 [H25]	70 団体 2022 [R4]	58 団体 2021 [R3]
	保育所、幼稚園、小学校の地域との連携による花育活動実施率	48% 2013 [H25]	60% 2022 [R4]	45% 2021 [R3]
	植栽やピオトープづくり等、美しい農村景観の形成を行う農地の割合	78% 2013 [H25]	90% 2022 [R4]	86.3% 2021 [R3]

★ は、終了又は目標値が変更となった指標項目

- ・「環境教育と協働の推進」については、「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」「生物多様性の保全」「快適な生活環境の創造」の各施策に掲げる目標を、当該施策の指標としている。
- ・「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」は、個別計画の策定に伴い令和元（2019）年度に目標を再設定している。
- ・達成状況に記載がない項目については、算出根拠となる調査などが終了したことなどにより計画期間内の数値を全て把握できなかったため、達成状況の評価を行っていない。

※注1 暫定値 ※注2 県内の台数

◎：目標を達成している ○：目標を概ね（80%以上）達成する見込みである △：目標達成が難しい状況である

評価	主な評価と課題	
○	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1世帯あたりの二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は年々減少傾向にあります。</li> <li>・一方、他の政令指定都市と比較して、家庭部門の世帯当たりの排出量はワースト2位となっており、夏蒸し暑く冬寒い北陸地方特有の気候条件や延べ床面積の広さ（政令指定都市1位）が、「1世帯あたりの二酸化炭素排出量」の目標未達成の主な要因として考えられます。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市域から排出される二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量は、基準年度の2013年度比で年々減少傾向にあります。家庭部門への対策の促進、脱炭素経営*を目指す企業の支援、地域の事業者主体による自立分散型再生可能エネルギー*大量導入の仕組みづくりをさらに進めていくことが必要です。</li> <li>・運輸部門への対策として、過度な自家用車利用から公共交通や自転車利用・徒歩への転換を促進すること、また電気自動車など次世代自動車*への転換などを推進していく必要があります。</li> </ul>	
◎		
○		
—		
—		
○		
—		
△		
◎		
△		<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭系ごみ量の削減に向け、広報活動や生ごみ減量事業等を展開しましたが、目標達成には至りませんでした。</li> <li>・事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインの周知が、排出量の削減につながりました。</li> <li>・総じてごみ総排出量は減少しました。新型コロナウイルス感染症の影響による市民の在宅時間の増加と、事業活動の制限も要因の一つ考えられます。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい情報発信や若年層への意識啓発など、市民の意識醸成の取組みを引き続き進める必要があります。</li> <li>・事業系廃棄物処理ガイドラインの周知と大規模事業所への訪問指導などによる、適正排出と排出量削減に向けた取組みが必要です。</li> </ul>
△		
△		
◎		
○		
◎		
○		
◎		
◎	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物は確認種数が増加している傾向が見られ、引き続き対応が必要です。</li> <li>・環境保全型農業*を実施する農地の割合については、対象となる農地の作付け状況の変化等により、計画策定時点の数値を下回りました。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性*の保全や環境負荷の軽減などについて、さらなる普及啓発の取組みが必要です。</li> </ul>	
△		
◎	<p><b>【評価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・空気のきれいさについては、自動車排出ガス規制や次世代自動車の普及、大規模工場からのばい煙排出濃度の改善等により、十分に低い濃度で推移しています。</li> <li>・水のきれいさについては、工場・事業場の排水規制、下水道整備及び合併処理浄化槽*の普及促進による生活排水対策等により改善傾向ですが、ランクアップには更に時間を要すると思われます。</li> <li>・花育体験プログラムについては、新型コロナウイルス感染症の影響があったと考えられ、今後は、コロナ禍でも実施可能な花育活動のあり方を検討していきます。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境基準*未達成項目における原因の解明や対策の継続が必要です。</li> </ul>	
△		
○		
△		
○		

## (2) 市民アンケートの結果に基づく評価と課題

本計画策定に際し、令和4(2022)年度に市民に対してアンケート調査を行い、これまでの取り組みへの評価などについて確認しました。(詳細は資料編14ページに掲載)

### ◆ 「環境課題への改善傾向又は対策の評価」の傾向

- 第3次計画開始時点(平成27(2015)年)と比べて、「改善した(対策を評価する)」と回答した割合は、「資源の再利用・リサイクルの推進」が最も多く、35%となりました。
- 「悪化した(対策を評価しない)」とした割合は、「身近にある森・林などの緑や、自然風景の減少の問題」「気候変動に伴う影響(自然災害、生態系の変容など)の回避・緩和」「身近に生息する鳥・昆虫・魚などの生物の減少の問題」が上位となりましたが、いずれも1割台でした。
- 「資源の再利用・リサイクルの推進」以外の項目に関しては、6割以上が「変わらない」と回答しています。

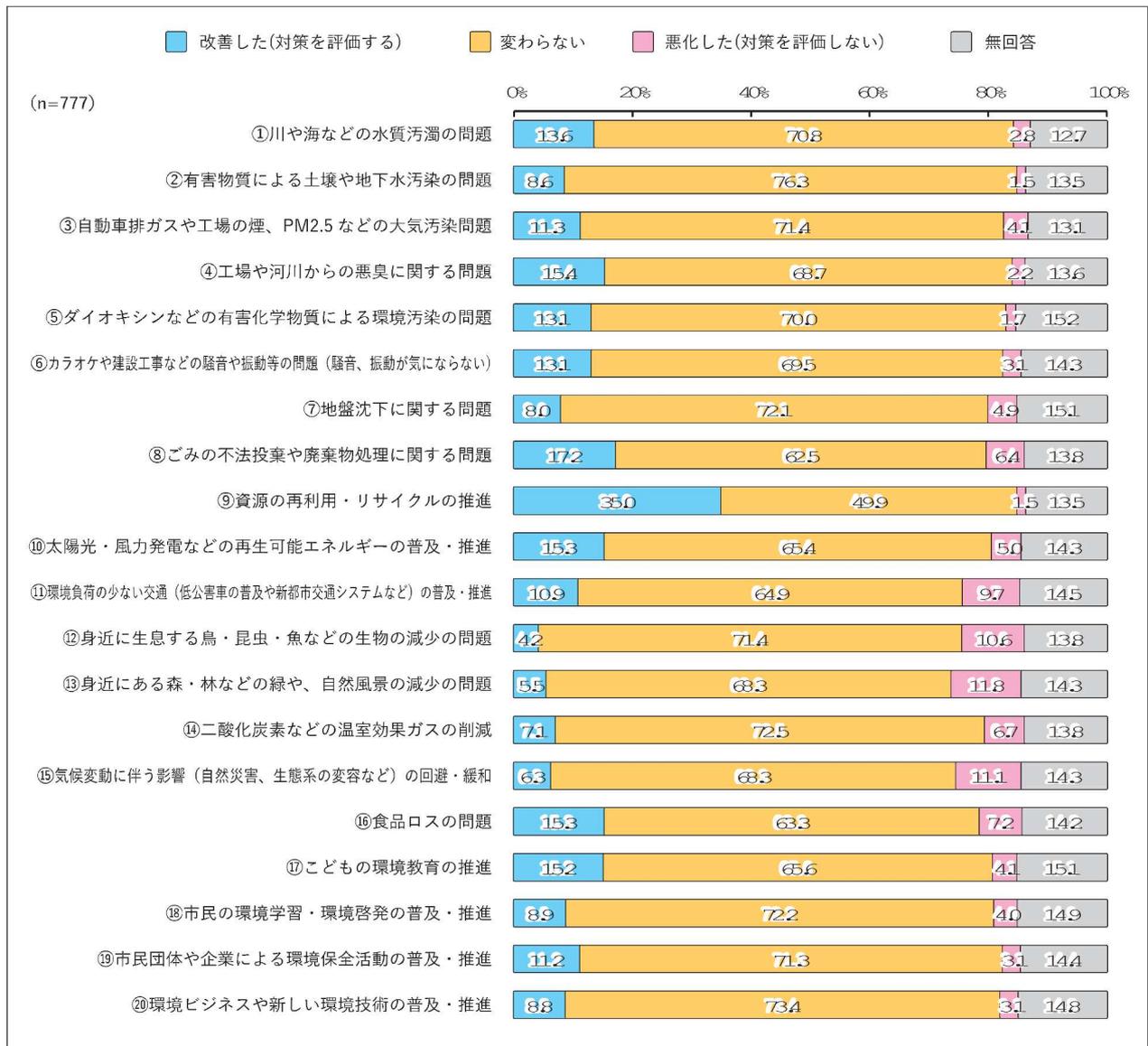


図1-2-1：令和4(2022)年度本計画策定時の市民アンケートの結果(環境課題への対策の評価)

## ◆ 「環境を良くする行動について」の傾向

- 第3次計画策定時の調査（平成26（2014）年実施）と比較して、「買い物袋（マイバッグ）を持参する」の取組みが大きく増加しています。また、「エコドライブ\*を心がけている」の項目も10%以上増加しました。
- 「ごみの分別は正しく行っている」、「台所からの排水に気を付けている」「山や川から動植物を持ち帰らない」の3項目については、第3次計画策定時と同様に、95%以上の市民が取り組んでいます。

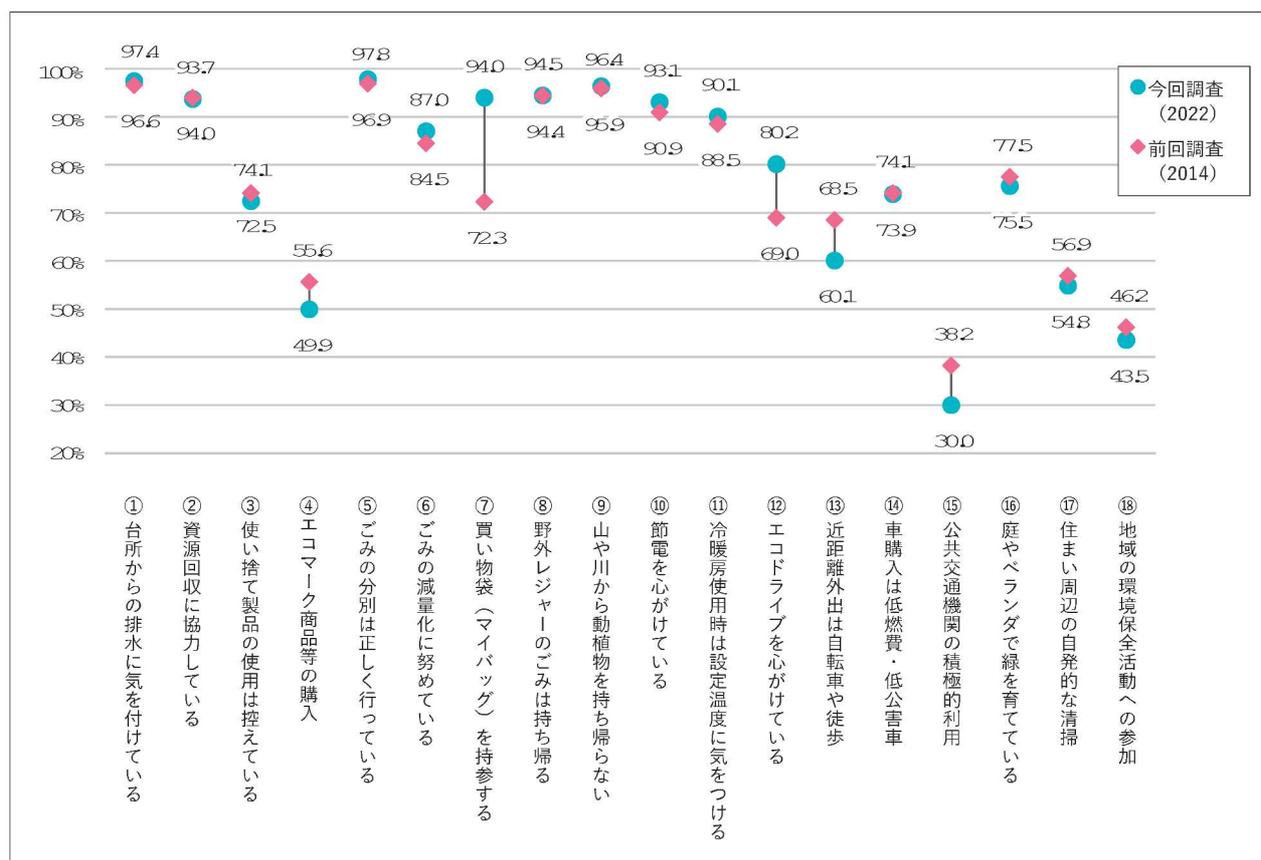


図 1-2-2：令和4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（環境を良くする行動）

◆ 将来の本市の都市像について

- 「水質汚濁や大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害のないまち」と回答した割合が最も高く、4割強を占めました。次いで、「環境にやさしい交通システムが整備され、ストレスのない移動ができるまち」(34.5%)、「公園や街路樹などの都市の中の緑が豊かなまち」(30.1%)が3割台で続いています。
- 公害のないまちを基本としつつ、環境にやさしい交通システムの整備が重視されています。

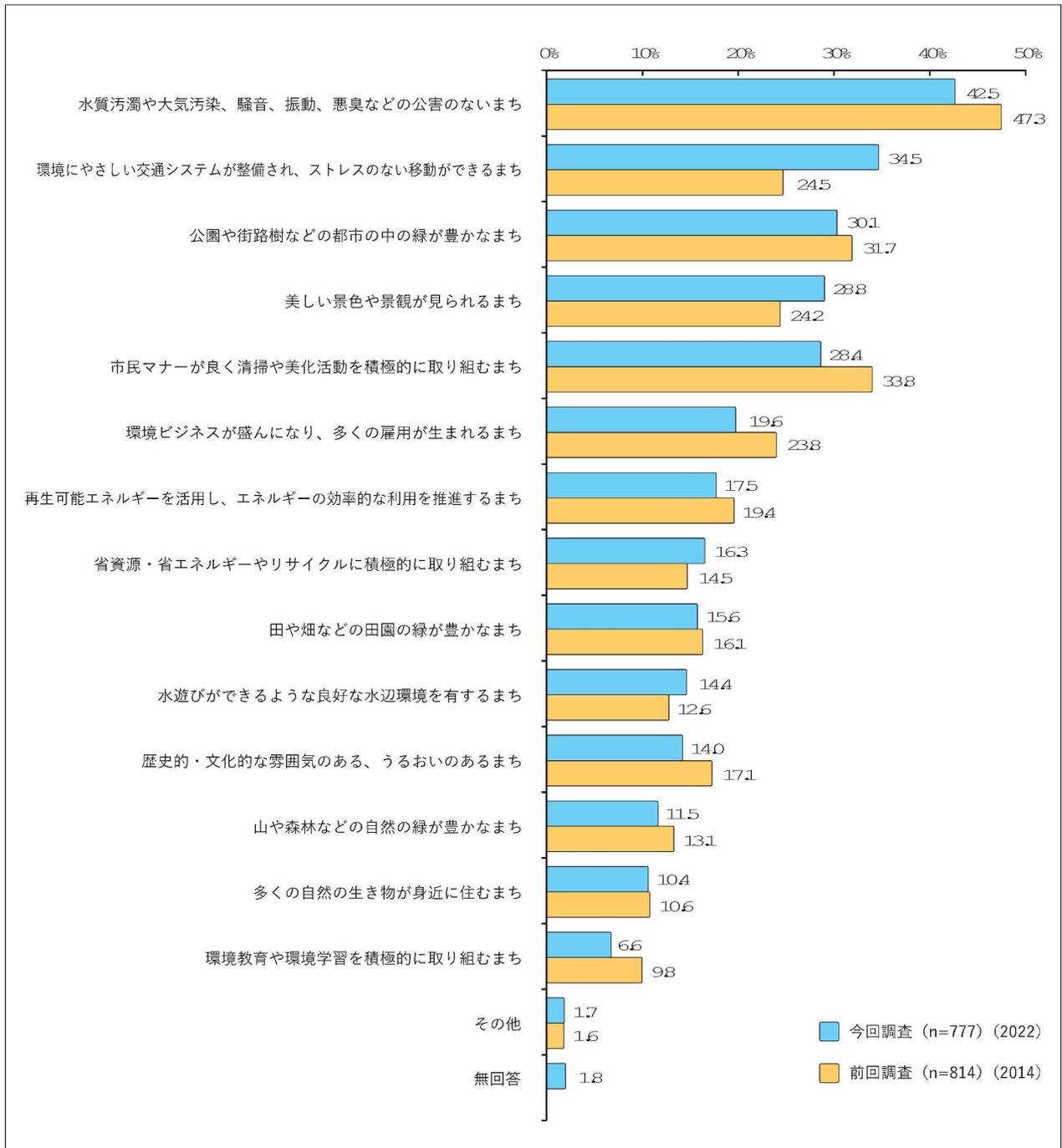


図 1-2-3：令和 4（2022）年度本計画策定時の市民アンケートの結果（将来の本市の都市像）

## 第3節 計画の基本的な考え方

「第2節 策定にあたって」において確認した、計画策定の背景やこれまでの取組みを踏まえ、本計画における基本的な目標や方向性を次のとおりとします。

### 1 目指す都市像

本計画は市総合計画と相互に関連することから、市総合計画で定める都市像「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」を本計画において目指す都市像とし、市環境基本条例第3条に掲げた基本理念のもと、将来世代に向けた豊かな自然と生活環境の保全を目指し、施策を展開していきます。

### 2 計画の基本的視点

市環境基本条例に掲げられた基本理念に基づき、本市のかけがえのない環境を未来の人々に継承していくため、次の視点に立って計画を策定します。

#### ◆ 施策の総合的な推進

市総合計画やその他の関連計画との整合を取りながら、各分野の取組みを整理し、体系化することで、地域の良い環境の創造と保全に向けた施策の総合的な推進を図り、本市が目指す都市像の実現に環境分野から寄与します。

#### ◆ SDGsの視点を踏まえた施策の推進

SDGs\*は、地域の環境課題の解決にも資するものでもあります。各施策とSDGsが掲げる17のゴールとの関連性を示すことで、市民や事業者と共通認識を持ちながら、地域の良い環境の創造と保全を図ります。

### 3 施策の大綱

計画策定にあたっての基本的な考え方、背景を踏まえ、目指す都市像「田園の恵みを感じながら心豊かに暮らせる 日本海拠点都市」の実現に向けた政策を推進するため、施策の大綱（施策体系）を次のとおり定めます。

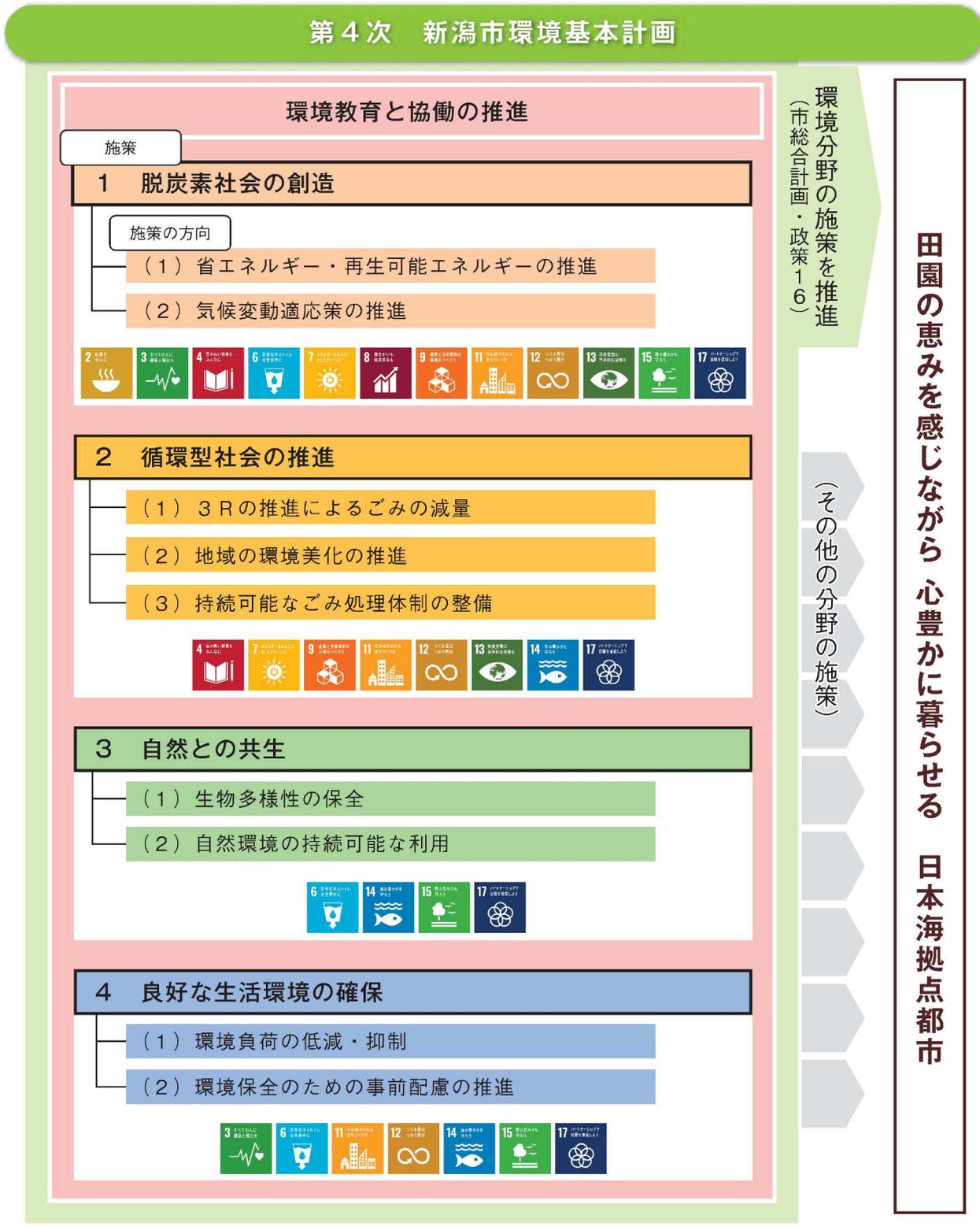


図 1-3-1：本計画の施策の大綱